（別紙様式4）

令和6年10月31日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
大原簿記公務員専門学校愛媛校	平成7年12月26日	若江　亨	〒　790-0001 （住所）　愛媛県松山市一番町1丁目4番地1 （電話）　089-934-114
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人河原学園	昭和60年10月21日	河原　成紀	〒　790-0001 （住所）　愛媛県松山市一番町1丁目1番地1 （電話）　089-943-5333

分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
商業実務	商業実務専門課程	会計学科3年制	平成23(2011)年度	－	平成26(2014)年度

学科の目的	本学科は、経理、税務の知識の習得を目的とした教育及び人格の陶冶を行い、有為な産業人を育成することを目的としている
学科の特徴（取得可能な資格、中退率　等）	日商簿記検定2級、日商簿記検定1級、全経簿記検定上級、税法能力検定、税理士試験簿記論、税理士試験財務諸表論、MOSExcel、MOSWord

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 3,030 単位時間	1,970 単位時間	970 単位時間	60 単位時間	－ 単位時間	60 単位時間
		－ 単位	－ 単位	－ 単位	－ 単位	－ 単位	－ 単位

生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
30 人	3 人	0 人	0 %	0 %

就職等の状況

■卒業者数 (C)　：　2　人
■就職希望者数 (D)　：　2　人
■就職者数 (E)　：　2　人
■地元就職者数 (F)　2　人
■就職率 (E/D)　100　%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)　100　%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)　100　%
■進学者数　0　人
■その他

－

（令和　　5 年度卒業者に関する令和６年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等
（令和5年度卒業生）
森会計事務所

第三者による学校評価

■民間の評価機関等から第三者評価：　無
※有の場合、例えば以下について任意記載

評価団体：－　　受審年月：－　　評価結果を掲載したホームページＵＲＬ　－

当該学科のホームページURL

https://o-hara.kawahara.ac.jp/

企業等と連携した実習等の実施状況（Ａ、Ｂいずれかに記入）

（Ａ：単位時間による算定）

総授業時数	3,030 単位時間
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間
うち企業等と連携した演習の授業時数	60 単位時間
うち必修授業時数	3,030 単位時間
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	60 単位時間
（うち企業等と連携したインターンシップの授業時数）	0 単位時間

（Ｂ：単位数による算定）

総単位数	－ 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	－ 単位
うち企業等と連携した演習の単位数	－ 単位
うち必修単位数	－ 単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	－ 単位
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	－ 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	－ 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	2 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	0 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	0 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		2 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	0 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

専門学校の職業教育のモデルは、業界の実務動向、社会の変化がその基盤になければならない。したがって教育課程の編成においては、業界及び社会の変化やニーズ、在校生及び卒業生の仕上がり状況等の不断の組織的、継続的検証を行う必要がある。企業等から広く、具体的に意見を求め、高度で実践的な教育課程を編成するために、新たな授業科目の開設における連携はもちろんのこと、現存のシラバスやコマシラバスにまで落とし込める授業内容・方法の改善並びに教材開発につながる連携を行うことを基本方針とする。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議（科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など）において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能させることとする。議事録などには、新科目開設の必要の有無、シラバス・コマシラバス改善の必要の有無、教授法改善の必要の有無などを科目単位で具体的にアジェンダ集約し、改善の中身が具体的にわかるよう会議を集約することを会議規程としても明白化している。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年3月31日現在

名　前	所　　属	任期	種別
溝上　達也	松山大学	令和5年4月1日～令和6年3月31日	②
光田　忠	光田忠税理士事務所	令和5年4月1日～令和6年3月31日	③
河野　竜二	税理士法人越智会計事務所	令和5年4月1日～令和6年3月31日	①
若江　亨	学校法人河原学園	令和5年4月1日～令和6年3月31日	―
久保　徳之	学校法人河原学園	令和5年4月1日～令和6年3月31日	―
高路　正明	学校法人河原学園	令和5年4月1日～令和6年3月31日	―
髙橋　陣	学校法人河原学園	令和5年4月1日～令和6年3月31日	―

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

（年間の開催数及び開催時期）

年2回　（10月、3月）

（開催日時（実績））

第1回　令和5年10月20日　17:00～18:00

第2回　令和6年3月22日　17:00～18:00

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育方針と社会的需要の乖離を解消する場として委員から意見を頂いた結果、机上の資格試験対策より人間力強化に注力しなければいけないと感じる意見が多数あった。資格試験に合格している＝即戦力であるといった古い考えから脱却する時期に差し掛かっている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携した実習等は、1）学生が校内における通常の実習等では得ることが難しい実践的、専門的な知識や技術等を習得する場であり、2）さらには学習してきた知識や技術の理解度、習熟度を再確認し、3）企業等の関係者から具体的で実践的な評価を得て、学生の実務能力を多面的に開発する機会とする。また学生能力の習得のみならず、その機会を通じて、学校の実習カリキュラムがより実践的な内容になるよう努めることとする。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

講義と演習からなり、レポートによる評価をする。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科　目　概　要	連　携　企　業　等
就職実務	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	税理士試験科目消費税法の応用的処理	AEC-FP事務所 髙橋　英士
就職実務	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	日商簿記検定1級（11月）商業簿記・会計学の基礎	松山大学 村尾　幸哉
就職実務	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	日商簿記検定1級（11月）商業簿記・会計学の応用	一般社団法人えひめ若年者人材育成推進機構 渡部　久美子
就職実務	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	日商簿記検定1級（11月）工業簿記・原価計算の応用	井上直輝税理士事務所 井上　直輝
就職実務	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	税理士試験科目財務諸表論の基礎的処理	愛媛県中小企業診断士協会 多田　稔

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校の教員研修の基本方針は、1）各教員の専攻分野における実務に関する高度な専門知識・技術の修得、2）およびそれらを授業計画（カリキュラム、シラバス、コマシラバス）に落とし込む能力の修得、3）さらにはその研鑽を実際の授業運営に反映させる教育力の修得を目的として、教職員研修規程第2条に定める研修を受講させることとする。同規程第3条に定めるとおり、所属長及び法人本部総務部責任者は、各教員の実務専門性や教育力の組織的で継続的な向上に努めることとする。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：　中小企業診断士と税理士の積集合　　連携企業等：一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会
期間：　令6年1月22日　　対象：会計学科
内容　コンサルタント業務について

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：　コンプライアンス研修　　連携企業等：弁護士法人名川・岡村法律事務所
期間：　令和6年1月23日　　対象：教務部教務課
内容　法令遵守について

（3）研修等の計画
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：　損益分岐の見極め方　　連携企業等：大原出版株式会社
期間：　令和7年1月28日　　対象：会計学科
内容　短期的・中期的な利益管理について

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：　生成AIを活用した教材開発の研修　　連携企業等：デジタルハリウッド大学
期間：　令和6年8月27日　　対象：教務
内容　ChatGPTの利用について

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

（1）学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、自己点検評価の客観性・信頼性や社会的ミッションの取り込みを加速させる取り組みでなければならない。そのことによって、組織的、継続的な学校改善に実質的に寄与する自己点検評価の質的向上を図ることとする。またステークホルダーとしての関係者評価にとどまらず、将来的には、関係者を越えた第三者評価に発展しうる質の高い関係者評価を目指すこととする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目的
(2)学校運営	組織・管理運営
(3)教育活動	教育
(4)学修成果	基本指標
(5)学生支援	就職指導、学生支援
(6)教育環境	設置基準項目(施設設備等に関する事項)
(7)学生の受入れ募集	学生の受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	設置基準項目、組織・管理運営(法令遵守)
(10)社会貢献・地域貢献	学校教育以外の諸活動
(11)国際交流	海外研修旅行

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

委員の方から、税法科目の知識だけを習得するカリキュラムに特化している部分が見られるとの指摘があった。就職実務などを通して、プレゼンの技術などインプットした情報をアウトプットできる授業を取り入れることとした。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名　前	所　　属	任期	種別
山下　好	在校生保護者	令和5年4月1日～令和6年3月31日	保護者
神野　翼	神野翼税理士事務所	令和5年4月1日～令和6年3月31日	卒業生
新田　将人	アカマツ株式会社	令和5年4月1日～令和6年3月31日	就職先企業担当者
菊池　岳史	新田青雲中等教育学校	令和5年4月1日～令和6年3月31日	高校教員
中矢　斉	松山商工会議所	令和5年4月1日～令和6年3月31日	地域の有識者
林　俊信	株式会社すららネット	令和5年4月1日～令和6年3月31日	教育課程編成委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)　・　広報誌等の刊行物　・　その他(　　))

URL:　https://o-hara.kawahara.ac.jp/

公表時期:　令和5年9月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校関係者評価委員会に準ずる。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的、沿革、組織・管理運営、設置基準項目(施設設備等に関する事項)
(2)各学科等の教育	基本指標、教育、設置基準項目(学生に関する事項)
(3)教職員	設置基準項目(教員等に関する事項)
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職指導
(5)様々な教育活動・教育環境	教育活動以外の諸活動
(6)学生の生活支援	学生の受け入れ
(7)学生納付金・修学支援	設置基準項目(財務に関する事項)、学生の受け入れ
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	自己点検・評価報告、学校関係者評価結果公開資料
(10)国際連携の状況	–
(11)その他	–

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)　・　広報誌等の刊行物　・　その他(　　))

URL:　https://o-hara.kawahara.ac.jp/

公表時期:　令和5年9月30日

授業科目等の概要

	#REF!															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1		○		商業簿記論	日商簿記検定2級商業簿記の基礎	1前	90	6	○	△		○		○		
2		○		応用商業簿記論	日商簿記検定2級商業簿記の応用	1前	30	2	○	△		○		○		
3		○		工業簿記論	日商簿記検定2級工業簿記の基礎	1前	90	6	○	△		○		○		
4		○		応用工業簿記論	日商簿記検定2級工業簿記の応用	1前	30	2	○	△		○		○		
5		○		高等商業簿記論A-Ⅰ	日商簿記検定1級（6月）商業簿記・会計学の基礎	1前	90	6	○	△		○		○		
6		○		応用商業簿記論B-Ⅰ	日商簿記検定1級（6月）商業簿記・会計学の応用	1前	30	2	○	△		○		○		
7		○		応用商業簿記論C-Ⅰ	全経簿記検定上級（7月）商業簿記・会計学の応用	1前	60	4	○	△		○		○		
8		○		高等工業簿記論A-Ⅰ	日商簿記検定1級（6月）工業簿記・原価計算の基礎	1前	90	6	○	△		○		○		
9		○		応用高等工業簿記論B-Ⅰ	日商簿記検定1級（6月）工業簿記・原価計算の応用	1前	30	2	○	△		○		○		
10		○		応用高等工業簿記論C-Ⅰ	全経簿記検定上級（7月）工業簿記・原価計算の応用	1前	60	4	○	△		○		○		
11		○		高等商業簿記論D-Ⅰ	日商簿記検定1級（11月）商業簿記・会計学の基礎	1後	180	12	○	△		○		○		
12		○		応用商業簿記論E-Ⅰ	日商簿記検定1級（11月）商業簿記・会計学の応用	1後	60	4	○	△		○		○		

13		○		応用商業簿記論F-Ⅰ	全経簿記検定上級（2月）商業簿記・会計学の応用	1後	60	4	○	△		○		○		
14		○		高等工業簿記論D-Ⅰ	日商簿記検定1級（11月）工業簿記・原価計算の基礎	1後	180	12	○	△		○		○		
15		○		応用高等工業簿記論E-Ⅰ	日商簿記検定1級（11月）工業簿記・原価計算の応用	1後	60	4	○	△		○		○		
16		○		応用高等工業簿記論F-Ⅰ	全経簿記検定上級（2月）工業簿記・原価計算の応用	1後	60	4	○	△		○		○		
17		○		簿記論Ⅰ-Ⅰ	税理士試験科目簿記論の基礎的処理	1後	240	16	○	△		○		○		
18		○		財務諸表論Ⅰ-Ⅰ	税理士試験科目財務諸表論の基礎的処理	1後	240	16	○	△		○		○		
19		○		消費税法Ⅰ-Ⅰ	税理士試験科目消費税法の基礎的処理	1後	240	16	○	△		○		○		
20	○			表計算技能	Excel＆Word対策授業	1後	60	4	○		△	○			○	
21	○			税法	税法能力検定3級程度の知識の修得	1後	60	4	○	△		○		○		
22			○	建設業簿記論	建設業経理士1級の知識の習得	1後	60	4	○	△		○		○		
23		○		高等商業簿記論A-Ⅱ	日商簿記検定1級（6月）商業簿記・会計学の基礎	2前	90	6	○	△		○		○		
24		○		応用商業簿記論B-Ⅱ	日商簿記検定1級（6月）商業簿記・会計学の応用	2前	30	2	○	△		○		○		
25		○		応用商業簿記論C-Ⅱ	全経簿記検定上級（7月）商業簿記・会計学の応用	2前	60	4	○	△		○		○		
26		○		高等工業簿記論A-Ⅱ	日商簿記検定1級（6月）工業簿記・原価計算の基礎	2前	90	6	○	△		○		○		
27		○		応用高等工業簿記論B-Ⅱ	日商簿記検定1級（6月）工業簿記・原価計算の応用	2前	30	2	○	△		○		○		

28		○		応用高等工業簿記論C-Ⅱ	全経簿記検定上級（7月）工業簿記・原価計算の応用	2前	60	4	○	△		○		○		
29		○		簿記論Ⅱ-Ⅱ	税理士試験科目簿記論の応用的的処理	2前	180	12	○	△		○		○		
30		○		財務諸表論Ⅱ-Ⅱ	税理士試験科目財務諸表論の応用的処理	2前	180	12	○	△		○		○		
31		○		消費税法Ⅱ-Ⅱ	税理士試験科目消費税法の応用的処理	2前	180	12	○	△		○		○		
32		○		高等商業簿記論D-Ⅱ	日商簿記検定1級（11月）商業簿記・会計学の基礎	2後	180	12	○	△		○		○		
33		○		応用商業簿記論E-Ⅱ	日商簿記検定1級（11月）商業簿記・会計学の応用	2後	60	4	○	△		○		○		
34		○		応用商業簿記論F-Ⅱ	全経簿記検定上級（2月）商業簿記・会計学の応用	2後	60	4	○	△		○		○		
35		○		高等工業簿記論D-Ⅱ	日商簿記検定1級（11月）工業簿記・原価計算の基礎	2後	180	12	○	△		○		○		
36		○		応用高等工業簿記論E-Ⅱ	日商簿記検定1級（11月）工業簿記・原価計算の応用	2後	60	4	○	△		○		○		
37		○		応用高等工業簿記論F-Ⅱ	全経簿記検定上級（2月）工業簿記・原価計算の応用	2後	60	4	○	△		○		○		
38		○		簿記論Ⅰ-Ⅱ	税理士試験科目簿記論の基礎的処理	2後	240	16	○	△		○		○		
39		○		財務諸表論Ⅰ-Ⅱ	税理士試験科目財務諸表論の基礎的処理	2後	240	16	○	△		○		○		
40		○		消費税法Ⅰ-Ⅱ	税理士試験科目消費税法の基礎的処理	2後	240	16	○	△		○		○		
41		○		法人税法Ⅰ-Ⅱ	税理士試験科目法人税法の基礎的処理	2後	240	16	○	△		○		○		
42	○			企業連携Ⅰ	外部企業より講師を招き、より実務的な問題発見能力や問題解決能力などのコミュニケーション能力の習得	2後	60	4	○		△	○			○	○

43		○		高等商業簿記論A-Ⅲ	日商簿記検定1級（6月）商業簿記・会計学の基礎	3前	90	6	○	△		○		○		
44		○		応用商業簿記論B-Ⅲ	日商簿記検定1級（6月）商業簿記・会計学の応用	3前	30	2	○	△		○		○		
45		○		応用商業簿記論C-Ⅲ	全経簿記検定上級（7月）商業簿記・会計学の応用	3前	60	4	○	△		○		○		
46		○		高等工業簿記論A-Ⅲ	日商簿記検定1級（6月）工業簿記・原価計算の基礎	3前	90	6	○	△		○		○		
47		○		応用高等工業簿記論B-Ⅲ	日商簿記検定1級（6月）工業簿記・原価計算の応用	3前	30	2	○	△		○		○		
48		○		応用高等工業簿記論C-Ⅲ	全経簿記検定上級（7月）工業簿記・原価計算の応用	3前	60	4	○	△		○		○		
49		○		簿記論Ⅱ-Ⅲ	税理士試験科目簿記論の応用的的処理	3前	180	12	○	△		○		○		
50		○		財務諸表論Ⅱ-Ⅲ	税理士試験科目財務諸表論の応用的処理	3前	180	12	○	△		○		○		
51		○		消費税法Ⅱ-Ⅲ	税理士試験科目消費税法の応用的処理	3前	180	12	○	△		○		○		
52		○		法人税法Ⅱ-Ⅲ	税理士試験科目法人税法の応用的処理	3前	180	12	○	△		○		○		
53	○			就職実務	内定後教育を含む個別指導及びビジネスマナー等の実習	3後	480	32	○	△		○		○		
54	○			企業連携Ⅱ	外部企業より講師を招き、より実務的な問題発見能力や問題解決能力などのコミュニケーション能力の習得	3後	60	4	○		△	○			○	○
合計					21　科目			2760　単位時間								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件： 全科目出席率90%以上かつ期末試験全科目Ｃ評価以上	１学年の学期区分	2 期
履修方法： 期末試験	１学期の授業期間	20 週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。